

松山市広告入り窓口封筒の寄附者募集要項

◆趣旨

この要項は、市民サービスの向上を目的として、各種証明書等の持ち帰り用として窓口
に設置する広告入りの封筒及び封筒設置台（以下「窓口封筒等」という。）を作製し、寄附
していただける事業者等を募集するに当たり、必要な事項を定めるものです。

◆寄附していただくもの

1. 窓口封筒等の種類・規格・作成予定枚数・色等

①A4 書類用（縦 300mm×横 223mm） 200,000 枚（年間）

②A4 書類用の封筒設置台（裏面のみ寄附者名の表示可）

※①はインク色／赤・青 2 色（大豆油インク）

※枚数は以下に掲げる寄附期間内に使用する予定枚数であり、調整する場合があります。

2. 広告の内容と掲載面積等

①広告の内容については、「松山市広告事業実施要綱」（以下、「実施要綱」という。）
及び「松山市広告掲載基準」（以下「掲載基準」という。）並びに「松山市広告
入り窓口封筒の寄附の取扱いに関する要領」（以下「取扱要領」という。）の規
定に準拠するものとします。

②広告の掲載面積については、封筒の表面・裏面とも下段部分の縦 95mm×横
182mm のサイズとし、中央から左右に 2 分割できることとします。（詳細は、
募集要項の末尾に示したイメージを参照。）また、広告以外のスペース（封筒の
表面・裏面の上段部分）には、松山市が指定する市政情報を掲載し、デザイン
については、松山市の依頼により寄附者側が行うものとし、別途協議となりま
す。

3. 窓口封筒等の設置場所（封筒設置台の個数は、別紙 1 参照）

松山市役所本館 1 階市民課・各支所 22 か所

出張所 7 か所・市民サービスセンター 2 か所

松山市パスポートセンター 1 か所

4. 納入方法

上述の設置場所（所在地は別紙 1 参照）に直送又は分納すること。詳細は別途協
議とする。

◆寄附の期間

寄附の期間は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間とする。
ただし、最終年度は翌年度の8月末日まで使用することができるものとする。

◆応募資格及び制限

応募事業者は、法人事業者においてはA及びB、個人事業者においてはA及びCの要件をいずれも満たしていること。(ただし、以下の規定における基準日は、応募期間の開始日とし、応募事業者は法人事業者及び個人事業者をいう。)

< A. 応募事業者全般の応募資格及び制限 >

1. 応募事業者は、市民課業務についてその趣旨を十分に理解し、窓口封筒の寄附に関する業務を適切に実施できること。
2. 応募事業者の国税（法人税、所得税、消費税及び地方消費税等）の滞納がないこと。
3. 応募事業者が未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人でないこと。
4. 応募事業者が破産者で復権できない事業者でないこと。
5. 応募事業者が宗教活動や政治活動を活動目的としていないこと。
6. 応募事業者が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
7. 応募事業者が会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている事業者並びに経営状況が著しく不健全であると認められる事業者でないこと。ただし、更生計画認可又は再生計画認可の決定がなされた事業者を除く。
8. 応募事業者は、基準日時点において、人口が概ね50万人以上の自治体又は中核市において、窓口封筒等の寄附の契約締結実績があること。
9. 応募事業者が、基準日以降において、寄附者の決定がなされるまでの間に、松山市若しくは松山市公営企業局の入札参加資格停止又は回避の措置を受けている日が含まれない事業者であること。
10. 応募事業者が、松山市暴力団排除条例（平成22年条例第32号）第2条に規定する暴力団及び暴力団員等又は暴力団関係事業者でないこと若しくは第6条による措置又はこれに準ずる措置を受けていない事業者であること。

< B. 法人事業者のみの応募資格及び制限 >

1. 法人事業者は、会社法（平成17年法律第86号）第27条又は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第11条若しくは第153条に定める自社等の定款の記載事項として、広告取扱業務を行っている事業者（広告代理店や印刷会社等）で、法人格を有し現に業務を行っている事業者であること。

2. 法人事業者の本店及び各支店の所在地における法人市区町村民税、固定資産税及び事業所税並びに法人道府県民税等の滞納がないこと。

< C. 個人事業者のみの応募資格及び制限 >

1. 個人事業者は所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 229 条に定める個人事業の開業・廃業等届出書を提出し、その記載事項として、広告取扱業務を行っている事業者（広告代理店や印刷会社等）であること。
2. 個人事業者の所在地における固定資産税並びに個人事業税等若しくは個人道府県民税及び個人市区町村民税の滞納がないこと。

◆失格事項

応募事業者が次のいずれかに該当する場合は、即時失格となる。

1. この要項に定める手続以外の手段により、取扱要領第 8 条に規定する選定委員会の委員等関係者に寄附者の選定に対する援助を直接又は間接的に求めた場合
2. 提出期限後に書類の提出があった場合
3. 提出書類に意図的な虚偽の記載があった場合又は重大な誤記等により応募期間内に修正が困難と判断した場合
4. 松山市からの書類再提出の指示に従わない場合
5. この要項に違反した場合
6. 審査会等の審査に参加しない場合
7. 公正を欠いた行為があったとして選定委員会が認定した場合
8. この要項の公表日から契約締結日までの間に、応募資格を失した場合

◆応募方法

1. 提出書類
 - (1) 松山市広告入り窓口封筒寄附申込書（様式第 1 号）
 - (2) 松山市広告入り窓口封筒の寄附に関する提案書（様式第 2 号）
 - (3) 法人事業者の場合、商業・法人登記簿謄本又は履歴事項全部証明書（提出期限前 3 か月以内に発行されたもの）
 - (4) 個人事業者の場合、個人の本籍地のある市区町村が発行する身分証明書（1 通。提出期限前 3 か月以内に発行されたもの）
 - (5) 応募事業者の事業所の所在地における完納証明書（1 通。直近事業年度で提出期限前 3 か月以内に発行されたもの）
 - (6) 応募事業者の事業内容がわかる資料（1 部。パンフレット等のほか、事業実績等を示す企画書や PR 資料。様式は任意）
 - (7) 窓口封筒等の取扱いに関する事項や広告内容等に関して第三者からの苦情等何らかの問題が生じた場合の問題発生時の対応等について明記した書類（様式は任意）

※寄附者が決定した場合、寄附者及び選定に漏れた事業者いずれにも、提出があった書類は、返却しません。

2. 応募期間、提出場所及び提出方法

(1) 応募期間

令和6年3月12日(火)9時～令和6年3月26日(火)17時(必着)

(2) 提出場所

〒790-8571

松山市二番町四丁目7番地2

松山市 市民部 市民課 総務・支所担当(松山市役所本庁1階)

(3) 提出方法

持参又は郵送

※ファックスやメールによる提出は受理しません。

①持参の場合

土曜日・日曜日・祝日等の閉庁日を除く9時～17時まで

②郵送の場合

一般書留、簡易書留及び特定記録郵便のいずれかの方法で郵送してください。

※応募期間で示した締切日より遅れて到着したものは、失格となります。(締切日の消印があっても、必着でない場合は失格となります。)

(4) その他

提出書類に不備・疑義等がある場合は、松山市から連絡しますので、担当者の指示に従ってください。(郵送の場合、締切日を過ぎて松山市から連絡がない場合は、選定対象として受理されたことを意味します。)

期限までに上述の提出書類がすべて揃っていない場合や、記載内容に不備があり応募締切日までに補正ができない場合は、失格となります。

◆選定方法等

選定に当たっては、提出された書類に基づき、選定基準により応募資格、実績、信頼性、提案内容、デザイン、実現性等を総合的に判断し、選定委員が採点を行い、最も合計得点の高い1事業者を、寄附者として選定します。

審査は、概ね以下の採点で行います。

応募資格、業務実績等の適性(50点)

信頼性、的確性、実現性等の適性(50点)

※選定結果通知予定日 令和6年4月1日(月)

寄附者に松山市広告入り窓口封筒寄附採納決定通知書(様式第3号)により通知し、寄附者名は松山市のホームページで公表します。(当掲載については、申込書(様式第1号)の提出があった段階で同意いただいたものとみなします。)

◆注意事項及び特記事項

1. 審査の経緯は公表しません。また、審査結果及び審査の経緯に関する異議申立て、ご質問及びご意見等は一切受け付けません。
2. 提出書類の作成及び提出に要する費用は、申込者の負担とさせていただきます。
3. その他、実施要綱、掲載基準及び取扱要領を遵守してください。
4. 寄附者は、寄附の決定がなされた後であっても、封筒を印刷する前には、広告の掲載原稿を事前に松山市に提出してください。松山市が内容を確認した後、印刷の発注を依頼します。

◆寄附者を選定した後の手続の大まかな流れ

寄附者との契約交渉



寄附者との契約締結



適宜打合せ及び原稿確認・校正等



窓口封筒等の納入



窓口封筒等の設置

◆質問受付・回答

本件に関する内容等について質問がある場合は、上述の応募期間内に下記問合せ窓口にご来庁いただくか、次のとおり電子メールにて送信してください。電話、FAXによるご質問は一切受け付けません。

1. 電子メールによる質問の提出先及び提出方法

(1) 提出先

以下の問合せ先に記載されているメールアドレス宛てに、電子メールにて送信すること。

(2) 受付期間

令和6年3月12日（火）9時～令和6年3月21日（木）17時

受付期間外のご質問には、一切回答いたしません。

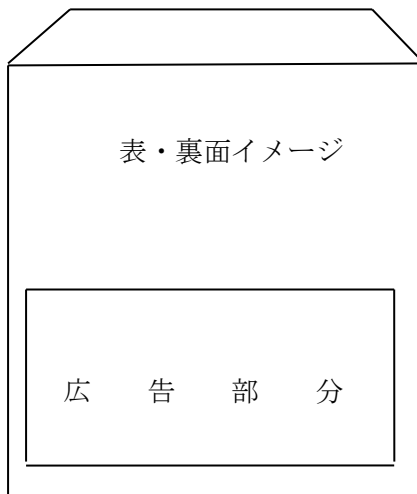
(3) 電子メールのタイトルを、「松山市広告入り窓口封筒の寄附者募集要項に関する問合せ」としてください。

メール本文には、送信日、事業者名、質問内容、返信先メールアドレスを必ずご記入ください。ご記入がない場合は、回答できません。

また、返信は以下の問合せ先に記載されているメールアドレスから行いますので、

迷惑メールフィルタ等の制限を解除してください。

- (4) ご質問が複数ある場合は、連番による箇条書きにしてください。また、ご質問に伴う資料がある場合は、適宜添付してください。
- (5) 本件の申請に必要と判断されるご質問のみ受け付けます。
- (6) 上述の(3)(メール送信方法)に関する最終の回答は、令和6年3月22日(金)17時までに行うこととしますので、回答が届いていない場合は、その旨を以下の問合せ先まで電話によりご連絡ください。
- (7) ご質問に対する回答については、公表いたしません。



※広告部分は、左右に2分割可能。

【問合せ先】

〒790-8571 松山市二番町四丁目7番地2

松山市 市民部 市民課

TEL 089-948-6359

Email siminka@city.matsuyama.ehime.jp

(別紙 1)

(令和 6 年 3 月 12 日現在)

募集要項に規定する窓口封筒等の設置場所は以下のとおりとします。(右側の数字は、封筒設置台の個数)

〒790-8571	松山市二番町四丁目 7 番地 2	松山市役所市民課	(089-948-6346)	22
〒799-2652	松山市福角町甲 1409 番地 1	堀江支所	(089-978-0009)	2
〒791-8011	松山市吉藤四丁目 3 番 27 号	潮見支所	(089-925-1157)	2
〒791-8017	松山市西長戸町 299 番地	久枝支所	(089-924-6454)	5
〒799-2662	松山市太山寺町 1106 番地 1	和気支所	(089-978-0019)	3
〒791-8061	松山市三津三丁目 2 番 30 号	三津浜支所	(089-951-1157)	6
〒791-8031	松山市北斎院町 712 番地	味生支所	(089-951-0221)	4
〒790-0911	松山市桑原二丁目 6 番 35 号	桑原支所	(089-941-0014)	1
〒790-0843	松山市道後町一丁目 5 番 31 号	道後支所	(089-941-5206)	5
〒791-8042	松山市南吉田町 1800 番地の 1	生石支所	(089-972-0323)	2
〒791-8044	松山市西垣生町 1225 番地の 1	垣生支所	(089-972-0314)	3
〒791-8092	松山市由良町 1048 番地の 2	興居島支所	(089-961-2001)	2
〒791-8093	松山市泊町 818 番地	興居島支所泊出張所	(089-961-3284)	1
〒790-0044	松山市余戸東四丁目 1 番 10 号	余土支所	(089-972-0929)	3
〒791-0122	松山市末町甲 94 番地の 1	湯山支所	(089-977-0502)	1
〒791-0132	松山市河中町甲 646 番地 1	湯山支所河中出張所	(089-977-1801)	1
〒791-0112	松山市下伊台町 1474 番地 1	伊台支所	(089-977-0341)	1
〒799-2648	松山市菅沢町乙 120 番地の 2	五明支所	(089-977-1711)	1
〒790-0925	松山市鷹子町 823 番地	久米支所	(089-975-0801)	5
〒791-1113	松山市森松町 469 番地 6	浮穴支所	(089-956-0004)	3
〒791-0242	松山市北梅本町 759 番地	小野支所	(089-975-0224)	4
〒790-0934	松山市居相一丁目 8 番 26 号	石井支所	(089-956-0248)	6
〒791-1123	松山市東方町甲 955 番地	久谷支所	(089-963-1101)	3
〒791-1132	松山市久谷町甲 70 番地	久谷支所出口出張所	(089-963-1051)	1
〒799-2430	松山市北条辻 6 番地	北条支所	(089-993-1111)	4
〒799-2401	松山市浅海原甲 603 番地 1	北条支所浅海出張所	(089-995-0816)	1
〒799-2415	松山市猿川甲 747 番地	北条支所立岩出張所	(089-996-0813)	1
〒799-2436	松山市河野別府 182 番地 1	北条支所河野出張所	(089-993-0053)	1
〒799-2462	松山市久保 88 番地	北条支所粟井出張所	(089-994-0047)	1
〒791-4501	松山市中島大浦 1626 番地	中島支所	(089-997-1111)	1
〒790-0065	松山市宮西一丁目 5 番 10 号	市民サービスセンターフジグラン松山 (松山市パスポートセンター含む。)	(089-926-9911)	8
〒790-0012	松山市湊町五丁目 1 番地 1	市民サービスセンターいよてつ高島屋	(089-941-9911)	5